

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示 目次

- 使用内用薬等の購入価格の基準
- 水防警報を行う河川の指定
- 臨時種畜検査の実施
- 保険医の指定
- 保険医の異動
- 保険医の指定
- 基本測量の終了
- 保安林指定予定の内容変更
- 計量器定期検査の実施
- 土地改良事業計画の変更認可
- 土地改良事業計画の縦覧
- 国民健康保険規約の変更認可
- 建築代理業者の登録
- 中国、四国連合宝くじ事務協議会の設置

告示

◇選管告示 種畜証明書の返納
 ◇公 告 選挙管理委員会の招集
 毒物及び劇物取扱者試験の実施
 鳥取県地方労働委員会委員の任命

鳥取県告示第四百九十三号

昭和二十九年七月鳥取県告示第三百六十二号（使用内用薬、使用外用薬及び使用注射薬の購入価格について）は昭和三十年八月三十一日かぎり廃止する。

昭和三十年十月十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第四百九十四号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十条の四第一項の規程により知事が水防警報を行う河川を次のとおり指定したので同条第四項の規定により告示する。

昭和三十年十月十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

水防法第十条の四第一項の規定により水防警報を行う指定河川

幹川

左岸 西伯郡岸本町大字大殿字 米子市皆生日野川
上河原一〇四番地から 河口まで

右岸 西伯郡岸本町大字大殿字
中上島五一の六番地から

日野川支川法勝寺川

左岸 西伯郡西伯町大字法勝寺字清水 米子市大字観音寺字外河原
上の六九五の一番地から 日野川合流点まで

右岸 西伯郡西伯町大字法勝寺字四段
田二九四番地から

鳥取県告示第四百九十五号
地方の臨時種畜検査を次のように実施する。

昭和三十年十月十四日
鳥取県知事 遠 藤 茂
検査場所 検査日時
受検家畜の種類

米子市勝田町米子家畜市場 十一月十日午前九時 和牛
西伯郡境港町余子 " 十一日 " "
東伯郡東伯町浦安 " 十四日午後一時 " "
倉吉市東町倉吉 " 十五日午前九時 " "
八頭郡船岡町船岡 " 十八日午後一時 " "
気高郡浜村町浜村 " 二十一日 " "
鳥取市古海古海 " 午前九時 " "

鳥取県告示第四百九十六号
健康保険法(大正十一年法律第七十号)及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)に基く保険医を次のように指定した。

昭和三十年十月十四日
鳥取県知事 遠 藤 茂

診療科名	名 診	称 療	所 在	氏 名	指定年月日
産婦人科	日野郡厚生農業協同組合連合会日野病院		日野郡根雨町七三〇	直原 弘	昭和三十年六月十日
耳鼻咽喉科	広戸耳鼻咽喉科院		米子市東倉吉町七五	佐藤 昭美	七月十五日
皮膚泌尿器科	鳥取赤十字病院		鳥取市西町一	小松 邦美	八月五日
外消化器科	井崎医院		鳥取市東品治町一五六ノ三 二五七ノ一	井崎 成彦	九月二日
内、小児科	佐伯医院		日野郡江府町大字江尾	佐伯 良人	九月三日

鳥取県告示第四百九十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)に基く保険医に次のよう

な異動があつた。

昭和三十年十月十四日
鳥取県知事 遠 藤 茂

診療科名	新診療所名称	診療所	所在地	異動事由	氏名	異動年月日
齒科	樋口齒科医院		東伯郡羽合町田後五九五		樋口 亨	昭和三十年五月一日
内小児科	緑町診療所		鳥取市立川町五丁目		谷口 公子	六月二十八日
"	新茶屋診療所		鳥取市西品治新茶屋二五五		杉谷 章	"
			鳥取市東品治町一〇		"	"

鳥取診療所 鳥取市東品治町一〇 鳥取市立川町五丁目 大石 誠 〃
 〃 佐中医院 東京都世田谷区若林町 鳥取市吉方三〇八 管外 佐中 秋良 〃七月二十五日
 転出
 皮膚泌尿器科 県立岡山病院 岡山市東古松八〇 鳥取市西町 〃 藤原 聞一 〃七月二十日
 内科 浜田医院 八頭郡河原町河原 鳥取市庖丁人町二〇 住所の 浜田 将 〃九月一日
 変更

鳥取県告示第四百九十八号
 健康保険法(大正十一年法律第七十号)及び船員保険法
 (昭和十四年法律第七十三号)に基く保険医の指定を次
 のとおり取り消した。
 昭和三十年十月十四日
 鳥取県知事 遠 藤 茂

診療科名 名 称 療 所 在 地 氏 名 取消事由 取消年月日

内、小児科 早瀬医院 八頭郡河原町河原 早瀬 啓 診療所廃止 昭和三十年
 九月一日

鳥取県告示第四百九十九号
 次の地域における基本測量を終了した旨建設省地理調査
 所長から通知を受けた。
 昭和三十年十月十四日
 測量地域 倉吉市
 鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第五百号
 昭和三十年三月一日付鳥取県告示第九十八号のうち次の
 森林は保安林予定森林から削る旨の通知を受けたから森
 林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規
 定により告示する。
 昭和三十年十月十四日
 鳥取県知事 遠 藤 茂

郡 森 林 の 所 在 地 番 台 全 面 積 要指定実測又 申請者
 一町村 大字 一字 一地 番 台 帳見込又は実測 は見込面積

八頭 丹比 妻鹿野 兎鼻 二、〇六一 五、〇〇〇 五、〇〇〇 五、〇〇〇 鳥取県知事
鳥取県告示第五百一号
 計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百四十条の規
 定により、米子市の計量器定期検査を次のように実施す
 る。
 昭和三十年十月十四日
 鳥取県知事 遠 藤 茂

検査日 十月十七日 午前九時より 米子市のうち啓成、 啓成小
 十月十八日 午後三時まで 明道、就将義方小 学校
 検査区域 検査場所
 備考 計量法第四百二十二条但書による所在場所で行う定
 期検査については実施の場所をその所在場所とし、実
 施期間を昭和三十年十月十七日から十一月十六日まで
 とする。

鳥取県告示第五百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する第十条第一項の規定により、
庄田土地改良区及び溝口谷川土地改良区の土地改良事業
計画の変更について、昭和三十年十月十日認可した。

昭和三十年十月十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十年十月十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称

(一) 土地改良事業計画書の写

(二) 規約の写

二 縦覧期間

昭和三十年十月十五日から同年十一月三日まで

三 縦覧の場所 別表のとおり

四 異議の申立

利害関係人において公告にかかる決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百三三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する第七条第一項の規定により、
別表のとおり数人が共同して行う土地改良事業の認可の
申請があつたので、当該土地改良事業計画及び規約につ
き詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。

別表

住所 申請人 氏名

東伯郡三朝町大字湯谷 倉本 仁 外二十四人

共同施行の名称

湯谷土地改良事業共同施行

縦覧の場所

東伯郡三朝町役場

西伯郡会見町大字浅井

板持 平八 外二十七人

浅井

西伯郡会見町

鳥取県告示第五百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七条第一項の規定により、別表のとおり土地改良区設立の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画及び定款につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十年十月十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称

(一) 土地改良事業計画書の写

別表

住所 申請人 氏名

鳥取市下段 山沢 武雄 外十四人
" 足山 坪内 薫 外十四人
岩美郡岩美町大字白地 田中弥太郎 外十四人

土地改良区の名称

下段土地改良区
" 足山
白地

縦覧場所

鳥取市役所
" 岩美郡岩美町役場

(二) 定款の写

二 縦覧期間

昭和三十年十月十五日から同年十一月三日まで

三 縦覧の場所 別表のとおり

四 異議の申立

利害関係人において公告にかかる決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

東伯郡東伯町大字光好	杉嶋 逸治 外十四人	光好	東伯郡東伯町
西伯郡大山町大字福尾	門脇 積雄 外十四人	大井手	西伯郡大山町
日野郡江府町大字佐川	野中 利八 外十四人	佐川	日野郡江府町
西伯郡名和町大字富長	杉原 茂市 外十五人	富長	西伯郡名和町
米子市福米	杉村 晴正 外十四人	中井手	米子市役所

鳥取県告示第五百五号

国民健康保険を行う次の町に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八條ノ十三第二項に基き規約を更を次のとおり認可した。

昭和三十年十月十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

国民健康保険を行う町 西伯郡岸本町
認可規約 岸本町国民健康保険規約

認可年月日 昭和三十年十月六日

鳥取県告示第五百六号

鳥取県建築代理業条例（昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十五号）第六條第一項の規定により鳥取県建築代理業者名簿に次のように登録した。

昭和三十年十月十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号	登録年月日	現本	住	籍	氏名	事務所名称	業務管理者
------	-------	----	---	---	----	-------	-------

三五六	三〇、一〇、五	米子市道突町三丁目九一	米子市東町六四	田中二級建築士事務所	田中 大助	二級建築士
-----	---------	-------------	---------	------------	-------	-------

鳥取県告示第五百七号

鳥取県建築代理業条例（昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十五号）第六條第一項の規定により、鳥取県建築代

理業者名簿に次のように登録した。

昭和三十年十月十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号	登録年月日	現本	住	籍	氏名	事務所名称	業務管理者
------	-------	----	---	---	----	-------	-------

三五〇	昭和三〇、九、二八	鳥取市新鑄物師町四九	鳥取市古市一	同和建設株式会社	取締役社長 英吉	一級建築士	藤本 節男
三五二	"	鳥取市末広町五	"	青笹組	青笹 弥作	二級建築士	青笹 弥作
三五三	"	鳥根県渡川郡大社町鶴峠一七八	米子市東町四六	樋野建築士事務所	樋野 繁次	一級建築士	樋野 繁次
三五四	"	米子市灘町二丁目一九	米子市錦町一丁目九二	石原建築事務所	石原 健次	一級建築士	石原 健次
三五五	"	西伯郡名和町高田六一六	米子市朝日町二	桑本建築士事務所	桑本真太郎	一級建築士	桑本真太郎
三五五	"	米子市加茂町二丁目八七	米子市朝日町二	株式会社栗林組	取締役社長 栗林 力吉	一級建築士	谷口 忠一

鳥取県告示第五百八号

中国、四国連合宝くじの発売に関する事務を共同して管

理及び執行するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二第一項の規定に基き、中国

四国連合宝くじ事務協議会を次のとおり設置する。
昭和三十年十月十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 目的

地方財政資金の調達を図るため、当せん金附証券の発売に関する事務の管理及び執行

二 名称

中国、四国連合宝くじ事務協議会

三 協議会を設ける県

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

四 協議会の事務所

広島市 広島県庁内

五 規約 左記のとおり

中国、四国連合宝くじ事務協議会規約

(協議会の目的)

第一条 この協議会（以下「協議会」という。）は、地方財政の資金の調達を図るため、当せん金附証券の発

売に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。

(協議会の名称)

第二条 協議会は、中国、四国連合宝くじ事務協議会という。

(協議会を設ける県)

第三条 協議会は、次に掲げる県（以下「関係県」という。）が設ける。

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

(協議会が担任する事務)

第四条 協議会は、関係県が当せん金附証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）の規定に基づいて発売する、当せん金附証券に関する事務を管理し、及び執行する。

(協議会の事務所)

第五条 協議会の事務所は、広島市広島県庁内に置く。

(組織)

第六条 協議会は、会長及び委員九人をもつて組織する。

(会長)

第七条 会長は、関係県の知事の協議により、関係県の知事の中から選任する。

2 会長の任期は、二年とする。

3 会長は、非常勤とする。

(委員)

第八条 委員は、関係県の知事の協議により、関係県の知事の補助機関たる職員の中から選任する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は非常勤とする。

(会長の職務代理)

第九条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(職員)

第十条 協議会の担任する事務に従事する職員（以下「職員」という。）は、三人以内において広島県職員をもつて充てるものとする。

(職員の職務)

第十一条 職員は、上司の命を受け、協議会の事務に従事する。

(費用弁償)

第十二条 会長、委員及び職員は、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

(関係県の名においてする事務の管理及び執行)

第十三条 協議会は、その担任する事務を関係県の名において管理し、及び執行する場合においては、広島県の当該事務に関する条例、規則等を関係県の当該事務に関する条例、規則等とみなして、当該事務をその定めるところにより、管理し、及び執行するものとする。

(経費の支弁の方法)

第十四条 協議会の事務の管理及び執行に要する費用は、関係県が負担する。

2 前項の規定により関係県が負担すべき費用の額は、関係県の知事が協議により決定し、関係県はこれを協議会に交付しなければならない。

(予算)

第十五条 協議会の予算は、前条の規定により交付される負担金及び繰越金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務の管理及び執行に要するすべての経費をその歳出とするものとする。

2 協議会の予算の調製、会計年度等については、広島県の例によるものとし、その事務は、会長が行う。

(収益金の配分)

第十六条 当せん、金附証券の発売による収益金の配分額は、関係県の知事の協議により決定するものとする。

2 会長は、前項の配分額が決定したときは、関係県との収益金を関係県の知事及び当せん、金附証券発売受託銀行に通知し、当該受託銀行をして関係県に納付させるものとする。

(出納及び現金の保管)

第十七条 協議会の出納は会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が確実な銀行にこれを預け入れて保管しなければならない。

(協議会の出納員)

第十八条 会長は、職員の中から協議会出納員を命ずることが出来る。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて出納その他の会計事務を掌る。

3 会長はその事務の一部を協議会出納員に委任することが出来る。

(決算等)

第十九条 会長は、毎会計年度終了後二ヶ月以内に協議会の決算を作成し、協議会の会議の認定を経なければならぬ。

2 会長は、前項の規定により決算が協議会の会議の認定を経たときは、すみやかに当該決算の写を関係県の知事に送付しなければならない。

(その他の財務に関する事項)

第二十条 この規約に特別の定があるものを除く外、協議会の財務に関しては、広島県の財務に関する手続の例による。

(協議会の規程)

第二十一条 協議会は、この規約に定めるものを除く外、その会議を経て、協議会の担任する事務の管理及び執行、費用弁償その他協議会に關して必要な規程を設けることができる。

附 則

この規約は、昭和三十年十月十五日から施行する。

鳥取県告示第五百九号

次の種畜につき種畜証明書の返納があつた。

昭和三十年十月十四日

種畜証明書番号	名号	種類	飼養者住所氏名
昭三〇鳥取一第七〇号	谷口	黒毛和種	鳥取県倉吉市国分寺小谷 時三
〃 八五〃	友	〃	東伯郡東伯町 齊尾 晃

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十七号

第九回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和三十年十月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井 正雄

一 日時 十月十七日午前十一時

二 場所 鳥取県庁

三 議題

1 普選三十周年及び婦人参政十周年記念行事について

2 その他

公 告

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三三号)第八條第一項第三号の規定により毒物及び劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和三十年十月十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 期日及び場所
昭和三十年十一月十一日午前十時から
鳥取市東町 県会議事堂会議室

二 試験の種類及び科目
1 筆記試験

- (1) 毒物及び劇物に関する法規
- (2) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法。
但し農業用のみ受験する者については毒物及び劇物の範囲を別記のとおりとする。

科 目

2 実施試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法。但し農業用のみ受験する者については毒物及び劇物の範囲を別記のとおりとする。

三 手続

受験希望者は毒物及び劇物取締法施行細則（昭和二十

六年三月鳥取県規則第九号）に定める受験申請書に五百円の収入証紙をはりつけ、次の書類を添えて昭和三十年十月二十八日までに所轄保健所長に提出すること。

- 履歴書
- 戸籍抄本
- 写真（申請前六箇月以内に脱帽で上半身を撮影した手札型で台紙のないもの）二葉

別 記

- (一) 黄磷、硫化磷及びこれらのいずれかを含有する製剤
- (二) シアン化合物及びこれを含有する製剤。但しベルリン青黄血塩、ロダン化合物及び石灰窒素並びにこれらのいずれかを含有する製剤を除く。
- (三) 水銀化合物及びこれを含有する製剤。但し朱、甘汞、黄色ヨード汞、オレイン酸水銀、白降汞、雷汞及びこれらのいずれかを含有する製剤を除く。
- (四) ニコチン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- (五) 砒素その化合物及びこれらのいずれかを含有する製剤

製 剤

- (六) 亜鉛塩類。但し炭酸亜鉛及び雷酸亜鉛を除く。
- (七) 苛性ソーダ及びこれを含有する製剤、但し水酸化ナトリウム五パーセントを含有するものを除く。
- (八) クロロピクリン及びこれを含有する製剤
- (九) 硅弗化水素酸塩類
- (十) 銅塩類、但し雷銅を除く
- (十一) 二硫化炭素及びこれを含有する製剤
- (十二) バリウム化合物、但し、硫酸バリウムを除く。
- (十三) ホルムアルデヒド含有物、但しホルムアルデヒド一パーセント以下を含有するものを除く。
- (十四) ロテノン及びピロテノン含有する生薬（デリス根、魚藤根の類）並びにこれらのいずれかを含有する製剤但し、ロテノン二パーセント以下を含有するものを除く。
- (十五) 硫酸及びその含有物、但し硫酸一〇パーセント以下を含有するものを除く。
- (十六) テトラエチルビロホスフェイト及びこれを含有する製剤

(十七) ヘキサエチルテトラホスフェイト及びこれを含有する製剤

(十八) ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤

(十九) ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤

(二十) エチルパラニトロフェニルチオベンゼンホスホネイト及びこれを含有する製剤

(二十一) モノフルオール酢酸ナトリウム及びこれを含有する製剤

(二十二) ブロムメチル

(二十三) ニー四一ジニトロロー六一シクロヘキシルフェノール一五パーセント以下を含有する製剤を除く

(二十四) ベンタクロルフエノールその塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤 但しベンタクロルフエノールとして五パーセント以下を含有するものを除く

(二十五) ニーイソプロピール四一メチルピリミジルー六一ジエチルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤

る製剤
 (二十六) ジクロロベンジル酸その化合物及びこれら
 のいずれかを含有する製剤、但しジクロロベンジル酸
 として一五パーセント以下を含有するものを除く
 (二十七) オクタメチルピロホスホルアミド及びこれ
 を含有する製剤

第十期鳥取県地方労働委員会委員名簿

第十期鳥取県地方労働委員会委員を十月五日次のとおり
 任命した。
 昭和三十年十月十四日
 鳥取県知事 遠 藤 茂

種別	氏名	年令	住	所	職	業	備考
労働者委員	足立 敏夫	三一	鳥取市二階町三丁目九				再
	松田 久吉	二七	八頭郡河原町袋河原四〇〇ノ一		日ノ丸自動車労働組合第四支部長		新
公益委員	花房多喜雄	五六	鳥取市東町一七七		弁護士		再
	多田 紀	四八	米子市加茂町二丁目四一		鳥取大学教授		再
労働者委員	森田 康	五三	鳥取市湯所町公務員住宅		なし		再
	織田 正三	四一	米子市東倉吉町七〇		弁護士		新
労働者委員	山榊 博	四二	倉吉市魚町二五一六ノ二				再
	武部 文	三五	道笑町四丁目一		鳥取県労働組合協議会長		再

使用者委員				
松浦 武儀	五五	鳥取市二階町三丁目四一	鳥取家具工業(株) 取締役社長	再
鈴木 敬直	三六	立川町一丁目三四一	鳥取県経営者協会事務局長	再
岡田 貞雄	五四	倉吉市海田一一二	伯耆振興工業(株) 取締役	再
安部三代治	五六	米子市久米町三二	山陰石油(株) 取締役	再
柳沢愛之助	五三	糺町二丁目二八	有限会社富屋取締役社長	再